

政策調整会議の結果について

開催日時	平成25年8月12日（月）午前9時
場 所	印西市役所本庁舎3階 市長応接室
出席者	市長・副市長・教育長・総務部長・企画財政部長・市民部長・環境経済部長・健康福祉部長・教育部長・水道部長・総務課長・企画政策課長・財政課長・都市計画課長

付 議 事 項

整理 番号	担当部署	付 議 題 名	結 果
		内 容	
1	印旛支所 総務課	<p>印旛支所の事務所移転について</p> <p>昭和48年に建設された印旛支所庁舎は、築40年が経過し、老朽化が著しく、施設内の様々な個所に不具合が生じている。 また、平成11年に実施した耐震診断においては、柱、壁等に耐震補強が必要との診断結果が出ている。 これらの状況を踏まえ、市民の防災拠点としての整備、利用する市民の安全性の確保等の観点から当該庁舎を解体撤去し、支所機能を隣接するふれあいセンターいんばの1階事務室に移すもの。併せて、庁舎移転に要する経費について、第3回市議会定例会に補正予算として提出するもの</p> <p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印旛支所の移転期日について 平成25年12月28日の業務終了後から30日までの間に、移設に関する業務、工事等を行い、平成26年1月4日の土曜開庁から支所業務を開始する。 ・市民への周知等について 市民に対しては、第3回市議会定例会において補正予算が可決された後、広報、ホームページ、掲示物等により周知を図るとともに、移転後の業務に支障が無いよう配慮する。 ・現支所庁舎用地の解体後の活用について 印旛支所をはじめとするふれあいセンターいんば内の施設を利用する市民の安全性及び利便性を検討し、駐車場として整備する。 <p>・【整理番号1】について承認</p>	承認 継続審議 却 下

2	健康福祉部 介護福祉課	<p>印西市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について</p> <p>印旛支所の機能を隣接するふれあいセンターいんばの1階事務室へ移転することに伴い、これを機に、印西市在宅介護支援センターを廃止し、当該施設の事業を、現在の印旛支所内において事業を実施している印旛地域包括支援センターに引き継ぐもの</p> <p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西市在宅介護支援センターの事業について 印西市在宅介護支援センターは、市村合併前の印旛村において設置していた印旛村在宅介護支援センターの機能を引き継いだ施設で、在宅介護に関する相談支援事業を行うことを主な目的として設置した施設である。 ・廃止後の印西市在宅介護支援センターの事業の実施について 現在の印西市在宅介護支援センターで実施している在宅介護に関する相談支援事業は、印旛地域包括支援センターの総合相談事業において包括的に行うことが可能であることから、今後は、当該施設においてこれまでと同様のサービスを実施していくものである。 ・【整理番号2】について承認 	承認 継続審議 却下
3	健康福祉部 介護福祉課	<p>印西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、市税の延滞金の割合を引き下げる特例措置の見直しが行われたことを勘案し、市税に準じて定めている介護保険料の延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直すもの</p> <p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正後の介護保険料の延滞金の割合について 当分の間、現行の14.6パーセントの割合に特例措置を設けて9.3パーセント程度に引き下げるとともに、納入通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、現行の特例措置において4.3パーセント程度としている割合を3パーセント程度に引き下げるもの ・【整理番号3】について承認 	承認 継続審議 却下
		<p>印西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、市税の延滞金の割合を引き下げる特例措置の見直しが行われたことを勘案し、市税に準じて定めている後期高齢者医療に係る保険料の延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直すもの</p>	

4	市民部 国保年金課	<p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正後の後期高齢者医療に係る保険料の延滞金の割合について 当分の間、現行の14.6パーセントの割合に特例措置を設けて9.3パーセント程度に引き下げるとともに、納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、現行の特例措置において4.3パーセント程度としている割合を3パーセント程度に引き下げるもの <p>・【整理番号4】について承認</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>承認</p> <p>継続審議 却下</p>
5	都市建設部 下水道課	<p>印西市下水道条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、市税の延滞金の割合を引き下げる特例措置の見直しが行われたことを勘案し、市税に準じて定めている下水道使用料の延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直すもの</p> <p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正後の下水道使用料の延滞金の割合について 当分の間、現行の14.6パーセントの割合に特例措置を設けて9.3パーセント程度に引き下げるとともに、督促状に指定する期限までの期間については、現行の特例措置において4.3パーセント程度としている割合を3パーセント程度に引き下げるもの <p>・【整理番号5】について承認</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>承認</p> <p>継続審議 却下</p>
6	都市建設部 下水道課	<p>印西市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、市税の延滞金の割合を引き下げる特例措置の見直しが行われたことを勘案し、市税に準じて定めている下水道事業受益者負担金の延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直すもの</p> <p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正後の下水道事業受益者負担金の延滞金の割合について 当分の間、現行の14.6パーセントの割合に特例措置を設けて9.3パーセント程度に引き下げるとともに、納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、現行の特例措置において4.3パーセント程度としている割合を3パーセント程度に引き下げるもの <p>・【整理番号6】について承認</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>承認</p> <p>継続審議 却下</p>

7	都市建設部 下水道課	<p>印西市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、市税の延滞金の割合を引き下げる特例措置の見直しが行われたことを勘案し、市税に準じて定めている下水道事業分担金の延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直すもの</p> <p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正後の下水道事業分担の延滞金の割合について 当分の間、現行の14.5パーセントの割合に特例措置を設けて9.3パーセント程度に引き下げるとともに、納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については現行の特例措置において4.3パーセント程度としている割合を3パーセント程度に引き下げるもの <p>・【整理番号7】について承認</p>	承認 継続審議 却下
8	市民部 市民活動推進課	<p>印西市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>小倉青年館を廃止することに伴い、印西市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するもの</p> <p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小倉青年館の状態について 小倉青年館は、昭和46年建築の建築物で、これまで修繕を行いながら使用してきたが、近年老朽化が著しいことから、解体撤去し、新たに小倉町内会が集会所を建設するもの <p>・【整理番号8】について承認</p>	承認 継続審議 却下
9	市民部 市民税課	<p>印西市税条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>軽自動車税の減免対象者の負担を軽減するため、前年度の軽自動車税が公益のため直接専用すること又は身体等の障害を事由として減免されている場合において、市長が減免の対象となった軽自動車等の状況等に異動がないと認めるときは、申請を要することなく減免することができるようにするもの。その他地方税法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの</p> <p>・【整理番号9】について承認</p>	承認 継続審議 却下
		<p>印西市子ども・子育て会議設置条例の制定について</p> <p>子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、印西市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置するとともに、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めた条例を新たに制定するもの。なお、当該会議は、子ども・子育てに関する支援施策</p>	

10	健康福祉部 保育課	<p>が、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に実施されるよう、本市の子ども・子育てに係る当事者の意見を聴くため、市の附属機関として設置するものである。</p> <p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の設置について 法において会議の設置は努力義務であり、また、既存の附属機関にその機能を持たせることも可能とされているが、施策の実施に当たり、地域の子育ての当事者の意見を聴くことの必要性を鑑み、新たに会議を設置することとした。 ・会議の所掌事務について 法の規定により、市長の諮問に応じ、特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定及び市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり意見を述べることに並びに子ども・子育て支援に関し当該施策の実施状況を調査することを所掌事務とし、市独自の所掌事務は定めないこととした。 ・教育委員会との調整について 法第77条第1項第4号の規定により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に当たり、小学校就学前の子どもを対象とした事業を行う必要があることから、庁内検討会議を設置し、調整を図る。 ・【整理番号10】について承認 	承認 継続審議 却下
11	総務部 総務課	<p>字の区域及び名称の変更について</p> <p>印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に伴い、千葉ニュータウン区域の東の原地区、つくりや台地区及びみどり台地区の一部の区域の字の区域及び名称を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更後の区域の面積について 今回の字の変更により、つくりや台一丁目の面積が7.1ヘクタールから4.4ヘクタールとなり、縮小することとなるが、変更後の面積も住所表示の実施基準の範囲であるため、字の統合等は行わない。 ・合併前の行政境界について 今回の変更区域は、市村合併前の1市2村の行政境界が入り組んでいる区域で、合併により当該境界がそのままの状態ですり界となっていることから、これを道路等の施設、面積及び土地利用を踏まえて整理するもの ・【整理番号11】について承認 	承認 継続審議 却下

